

# 令和5年度 滋賀県児童生徒の新体力テスト実施要項

## 1 目的

体力と運動能力の現状を把握し、体育・保健体育の指導に生かすとともに、行政上の基礎資料を得るため、児童生徒に新体力テストを実施する。

## 2 実施テスト種目

種目は小学校1～3学年の実施種目

校種	共通テスト項目	校種別テスト項目
小学校…全学年 ※1～3年生：4種目 ※4～6年生：8種目	① <u>握力</u> ②上体起こし ③ <u>長座体前屈</u>	⑦20mシャトルラン ⑧ <u>ソフトボール投げ</u>
中・高等学校…全学年	④反復横とび ⑤ <u>50m走</u> ⑥立ち幅とび	⑦持久走または20mシャトルラン ⑧ハンドボール投げ

## 3 実施方法について

### (1) テストの種類

ア 小学校 …… 新体力テスト

イ 中学校・高等学校 …… 新体力テスト

※中・高等学校で持久走ならびに20mシャトルラン2種目を実施した場合は、各自の得点の優れている種目で総合判定を行うとともに、記録の報告についても同様とすること（学校選択扱いをしない）

### (2) 実施対象と方法

ア すべての公立小学校・中学校、県立中学校・高等学校、国立大学法人附属小・中学校において全員が実施する。

イ 小学校1～3年生については、握力、長座体前屈、50m走、ソフトボール投げの4種目を実施する。なお、ソフトボール投げについては、実測定で行ってもよい。ただし、県指定校については、別添実施要項に準じて8種目を実施する。

ウ 小学校4年生～高等学校3年生については、別添実施要項に準じて8種目を実施する。

エ 小学校1～3年生の県指定校については、決定後に連絡する。

オ 小学校1～3年生の県指定校以外の学校については、4～7月の期間で体育科の時間等で測定した記録を転記するなど、学校事情に合わせて実施してもよい。また、測定回数は自由とし、実施後の最高値を記録してもよい。

## 4 実施期間等について

令和5年4月～7月の期間内で実施すること。

なお、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の対象学年となる小学校第5学年ならびに中学校第2学年については、スポーツ庁より調査用紙が別途送付されるので、記録を保存しておくこと。

## 5 結果の報告様式と集計

### (1) 報告用紙

小学校 …… 様式1、2、6（様式1は小学校用）

中学校 …… 様式1、4、7（様式1は中学校用）

高等学校 …… 様式1、3、5（様式1は高等学校用）

市町教育委員会 …… 様式6-②、7-②（様式6と7の市町集計用）

### (2) 県集計処理

ア 小学校4～6年生、中学校、高等学校は全対象校を集計する。

イ 小学校1～3年生は、県指定校ならびに実施校を集計する。

※実施校とは、県指定校以外の学校で実施要項に準じて8種目を実施し、県に報告があった学校のこと。

## 6 提出方法および提出先

### (1) 小学校

- ア 各報告用紙ならびに入力済み電子データを8月上旬までに、各学校で内容を点検したうえで、体育主任が責任をもって郡市研究委員へ提出する。  
なお、1～3年生の県指定校以外の学校については、様式2の中で、1～3年生の記録報告をしなくてもよいものとする。  
郡市研究委員は、8月下旬の県集計日までに郡市集計をまとめ、**下欄ウの附属小学校 岸本教諭**へ提出する。
- イ 各報告用紙（様式1、2、6）のデータを8月上旬までに市町教育委員会へ提出する。
- ウ 提出先、問い合わせ先

滋賀大学教育学部附属小学校内  
岸本 裕司 教諭

小学校体育部会事務局  
TEL：077-527-5251

### (2) 中学校

- ア 各報告用紙（様式1、4、7）と入力済み電子データを、各学校で点検したうえで、学校→郡市研究委員→ブロック代表委員→**下欄エの附属中学校 藤田教諭**の順で集計処理をする。  
藤田教諭には、8月上旬までに提出する。  
ブロック代表委員は、8月下旬に県集計を行う。
- イ 各報告用紙（様式1、4、7）のデータを8月上旬までに市町教育委員会へ提出する。
- ウ 県立中学校については、各報告用紙を8月上旬までに県教育委員会事務局保健体育課へ各報告用紙（様式1、4、7）のデータを提出する。
- エ 提出先、問い合わせ先

滋賀大学教育学部附属中学校内  
藤田 範子 教諭

中学校保健体育部会事務局  
TEL：077-527-5255

### (3) 高等学校（様式は前述5の（1）のとおりダウンロードすること）

- ア 次の各報告用紙を8月上旬までに提出する。  
各報告用紙（様式1、3、5）のデータをEメールで**下欄イの虎姫高校 矢盛教諭**へ提出する。  
※データ確認用として「紙媒体」を郵送で虎姫高校 矢盛教諭へ提出すること。  
※データ処理・作成を業者に依頼している場合は、電子媒体で郵送することも可とする。
- イ 提出先、問い合わせ先

滋賀県立虎姫高等学校 滋賀県高等学校等教育研究会保健体育研究部会  
矢盛 琢磨 教諭  
所在地：〒529-0112 長浜市宮部町2410 TEL：0749-73-3055  
E-mail：yamori-takuma-5276@pref-shiga.ed.jp

### (4) 市町教育委員会

- ア 様式6-②、7-②（様式6、7を含む）のデータを、8月17日（木）までに県教育委員会事務局保健体育課へ提出する。

### (5) 各部会からの集計結果の提出先および期限

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1  
滋賀県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係  
（小学校）関河 （中学校）折井 （高等学校）山田  
TEL：077-528-4627 FAX：077-528-4955  
提出締め切り日は、令和5年8月31日（木）まで

## 7 県集計結果の公表

本年度の結果（県平均値等）を、ホームページで公表します。

## 8 認定証・記録証の配付について

認定証・記録証は配布しませんが、児童生徒自身が自己の体力の状況を知り、体力向上への意欲・関心を持つこと、また保護者へ知らせることにより、児童生徒の体力の状況把握や体力向上に対しての関心を高めるため、小学校においては県総合教育センター「新体力テスト新分析支援システム」を十分に御活用ください。